

企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」
旅行手配等業務 入札説明書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
企画制作課

配付資料

1. 入札説明書
2. 競争入札参加者注意書
3. 仕様書①及び仕様書②
4. 契約書（案）
5. 委任状
6. 入札書
7. 競争参加資格確認申請書（様式1）
8. 誓約書（様式2）
9. 会社概要（様式3）

入札説明書

1 競争入札に付する事項

業務件名：企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託

業務内容：公演開催にあたり、出演者等（36 人）に関する旅行手配。

※①沖縄残月記及び②済州道立舞踊団の詳細は別添各仕様書を参照

2 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 3 時 00 分

(2) 場 所：国立劇場おきなわ 3 階 会議室

3 入札説明書等の交付について

入札説明書等の交付は次のとおり行う。なお、入札説明会を行わない。

(1) 期 間：令和 7 年 6 月 30 日（月）～ 令和 7 年 7 月 8 日（火）

（土・日曜日、休日を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

(2) 場 所：〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目 14 番 1 号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団企画制作課企画制作係

TEL (098)871-3308 FAX (098)871-3323

※資料は国立劇場おきなわのホームページからもダウンロード可能。

<https://www.nt-okinawa.or.jp/invitation-tender>

4 契約期間について

契約日より令和 7 年 9 月 29 日まで

5 入札参加資格

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 16 条及び第 17 条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 当財団から取引停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく第 1 種旅行業又は第 2 種旅行業として登録のある登録旅行業社であり、沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。

6 入札参加申込方法

入札への参加を希望する場合は、下記により必要書類を直接又は郵送（提出期間内必着、書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 提出書類 ※各様式は別添資料を参照のこと

・競争参加資格確認申請書（様式 1）

・誓約書（様式 2）

・会社の概要(様式 3)

・旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく旅行業登録書の写し

(2) 提出期限：令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出場所：国立劇場おきなわ運営財団企画制作課企画制作係

7 入札保証金及び契約保証金 免除する。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他入札説明書に添付する「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」第 21 条各号に掲げる入札書は、無効とする。

10 落札者の決定方法

本公告に示した業務委託を履行できると契約担当者が判断した入札者のうち、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団会計事務取扱要領」第 12 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき若しくは落札者が契約を結ばないときは、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 2 4 条第 1 項第 8 号により随意契約ができるものとする。

11 留意事項

- (1) 入札者の記名、押印、入札金額、日付等の誤りがないように確認すること。
- (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (3) 代理人が入札をおこなう場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (4) 競争参加者から委任を受けた者が入札をおこなう場合は、委任状の受任者使用印鑑と同じ印鑑を用いて、入札書に押印すること。

12 本件に関する照会先

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目 14 番 1 号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団企画制作課（企画制作係 宮田・石川）

TEL (098)871-3308 FAX (098)871-3323

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第 1 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の財団帰属）

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

（入札）

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

(2) 開札執行中にある場合は、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にある場合は、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

国立劇場おきなわ企画公演
「アジア・太平洋の芸能」旅行手配等業務委託仕様書①

1 演目名①

「沖縄残月記」

2 業務内容

「沖縄残月記」出演者に関する次の業務を行う。

- (1) 旅行スケジュールの作成
- (2) 航空券の手配
- (3) 宿泊ホテルの手配
- (4) 送迎バス等の手配
- (5) その他旅行業務付随する業務

3 公演期日及び会場

- (1) 公演期日：令和7年9月28日（日）14:00 開演
- (2) 会場：沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号 国立劇場おきなわ（大劇場）

4 対象人員 12名 ※契約締結後に若干の人数の増減が発生する場合がある。

5 要件

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行手配とすること。
- (2) 安全かつ確実に旅行計画を履行すること。
- (3) 旅行等経費の抑制が図られていること。
- (4) 航空券は日程、便等の変更が必要になる場合において、可能な限り対応できること。
- (5) 宿泊ホテルについては、人数の増減及び内容が変更になる場合において可能な限り対応できること。
- (6) 宿泊ホテルについては、国立劇場おきなわから30分程度で送迎可能な場所とすること。

6 航空券について

・航空機については、下記の表の内容で取得すること。

日程	航空機	人数
R7.9月26日(金)	【往路】羽田国際空港発→那覇空港着	1
R7.9月27日(土)	【往路】羽田国際空港発→那覇空港着	11
R7.9月28日(日)	【復路】那覇空港発→羽田国際空港着	11
R7.9月29日(月)	【復路】那覇空港発→羽田国際空港着	1

※1名は3泊4日予定、それ以外は1泊2日

※航空会社はJAL。4名はJシート、それ以外は普通席を予定

※航空券は団体用ではなく、各個人名で取得すること

※航空券は便名変更可能なものとする

※航空券の座席については、可能な限り、出演者が隣り合わないようにする。

7 宿泊先ホテルについて

宿泊者 12名（うち1名は9/26-29の3泊4日、11名は9/27-28の1泊2日）

日程	内容	部屋タイプ	食事
R7. 9月26日（金）	チェックイン1名	シングル（禁煙）	—
R7. 9月27日（土）	チェックイン11名	シングル（禁煙）	朝食付き
R7. 9月28日（日）	チェックアウト11名	シングル（禁煙）	朝食付き
R7. 9月29日（月）	チェックアウト1名	シングル（禁煙）	朝食付き

※宿泊先はホテルパームロイヤルNAA国際通りを希望。難しい場合は同等ランクのホテルで、国立劇場おきなわや国際通りへアクセスしやすいこと。

※滞在期間中の移動に不便がない立地であること。

8 宿泊中の移動について

宿泊者の県内移動について、タクシー又は貸切バスを手配すること。

利用日	人数	内容
R7. 9月27日（土）	11名	那覇空港→国立劇場おきなわ（17:00 着予定）
R7. 9月28日（日）	11名	宿泊ホテル→国立劇場おきなわ（11:00 着）

※国立劇場おきなわから出発する移動については、当劇場にて移動費を負担。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、協議の上決定する。

国立劇場おきなわ企画公演
「アジア・太平洋地域の芸能」旅行手配等業務委託仕様書②

1 演目名②

「済州道立舞踊団」

2 業務内容

「済州道立舞踊団」出演者に関する次の業務を行う。

- (1) 旅行スケジュールの作成
- (2) 航空券の手配
- (3) 宿泊ホテルの手配
- (4) 送迎バス等の手配
- (5) その他旅行業務付随する業務

3 公演期日及び会場

- (1) 公演期日：令和7年9月28日（日）14:00 開演
- (2) 会場：沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号 国立劇場おきなわ（大劇場）

4 対象人員 24名 ※契約締結後に若干の人数の増減が発生する場合がある。

5 要件

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行手配とすること。
- (2) 安全かつ確実に旅行計画を履行すること。
- (3) 旅行等経費の抑制が図られていること。
- (4) 航空券は日程、便等の変更が必要になる場合において、可能な限り対応できること。
- (5) 宿泊ホテルについては、人数の増減及び内容が変更になる場合において可能な限り対応できること。
- (6) 宿泊ホテルについては、国立劇場おきなわから30分程度で送迎可能な場所とすること。

6 航空券について

- ・搭乗者 出演者計24名
- ・航空機については、下記の表の内容で取得すること。

日程	航空機	人数
R7.9月26日(金)	【往路】 済州国際空港発 → 那覇空港着	24
R7.9月29日(月)	【復路】 那覇空港発 → 済州国際空港着	24

※9月27日（土）14:00からリハーサル、28日（日）が本番のため、出演に支障の無い航空チケットを手配すること（経由地については業者提案とする）

7 宿泊先ホテルについて

- ・宿泊者（韓国済州道立舞踊団）24名
- ・9月26日～29日の旅程で3泊4日
- ・東横イン、アパホテル等のビジネス用のホテルで、国立劇場おきなわからアクセスしやすく、国際通り周辺に立地していること。
- ・宿泊者（韓国籍）が滞在中、快適に過ごせることを考慮したホテルを手配すること。
- ・宿泊日、部屋タイプ等は下記の表の内容で手配すること。
- ・航空券の手配上、韓国側での宿泊が必要な場合も同等の内容で手配すること

日程	内容	部屋タイプ・数	食事
R7.9月26日(金)	宿泊 24名	シングル（禁煙）	夕食付き
R7.9月27日(土)	宿泊 24名	シングル（禁煙）	朝食付き 夕食付き
R7.9月28日(日)	宿泊 24名	シングル（禁煙）	朝食付き 夕食付き
R7.9月29日(月)	チェックアウト 24名		朝食付き

8 宿泊中の移動について

- ・出演者（24名程度）の県内移動にかかる貸切バスを手配すること。
- ・航空券の手配上、韓国側での宿泊が必要な場合も同等の内容で手配すること

利用日	人数	内容
R7.9月26日 (金)	24名	那覇空港 → 宿泊先ホテル
R7.9月27日(土)	24名	宿泊先ホテル → 国立劇場おきなわ（12:00 着予定）
		（夕方） 国立劇場おきなわ → 宿泊先ホテル
R7.9月28日(日)	24名	宿泊ホテル→ 国立劇場おきなわ（10:00 着予定）
		（夕方） 国立劇場おきなわ → 宿泊ホテル
R7.9月29日(月)	24名	宿泊ホテル(那覇市内) → 那覇空港

9 その他

- ・本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託契約書（案）

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団 理事長 池田竹州（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）は、企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、この契約の条項に従って、企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(業務内容)

第2条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、業務委託を処理するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、必要に応じて甲乙で協議して定めるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約を締結した日から令和7年9月29日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(委託料)

第5条 甲は、本業務委託に対する契約金額として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を乙に支払うものとする。

(注) 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条、地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額のうち課税対象額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(業務漏洩の禁止等)

第6条 乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約されても同様とする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(完了検査等)

第8条 乙は、業務委託の完了後、速やかに「業務完了報告書」を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に定める「業務完了報告書」の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、業務委託の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めたときは、支払う

べき委託料の額を確定する。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 甲は、乙に対し、必要があると認める場合は、第5条の額の7割相当の金額を上限として概算払いをすることができる。

2 乙は、前項の概算請求は契約締結後、残額については、第8条の規定による検査に合格した後に、精算請求を甲に行うものとする。

3 甲は、乙から適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請求金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、相当する額の損害賠償を甲に支払わなければならない。

2 前条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(規定に定めのない事項)

第12条 この規定に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合は、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決し書面により確認するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団

理 事 長 池田 竹州

乙

委任状について

1. 【代理委任状の参考例1】

競争参加者が入札に参加しない場合に、その代理人として社員等が入札に参加する際に必要となる委任状。

2. 【代理委任状の参考例2：】

支店長等が一定期間競争参加者の代理人として、入札に参加する際に必要となる委任状。

3. 【代理委任状の参考例3】

支店等の社員等が競争参加者の復代理人として入札に参加する際に必要となる委任状。この場合は、参考例2の委任状も必要となります。

※競争参加者とは、本店において、契約を締結する能力を有する者をいう。

委任状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

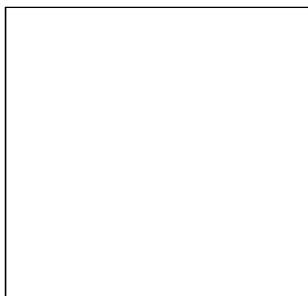
印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年7月10日（木）公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

印

私は、下記の者を代理人と定め、企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託において公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

[住 所]

[法 人 等 名]

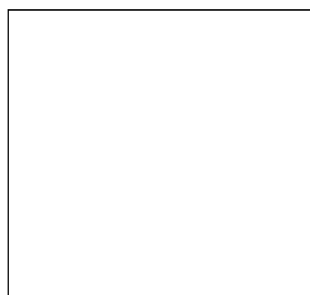
[代理人氏名]

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約代金の請求及び受領に関する件
- 4 復代理人の選任に関する件
- 5 その他上記業務委託に関わること

委任期間 令和7年7月10日（木）から業務委託終了期間まで

受任者（代理人）使用印鑑



委任状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団御中

委任者（競争参加者の代理人）

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

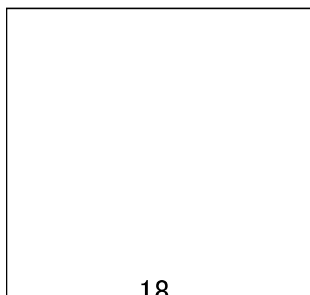
印

私は、 を（競争参加者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年7月10日（木）公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託の一般競争入札に関する件

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



入札書について

1. 【入札書の記載例1】

競争参加者本人が入札に参加する場合。

2. 【入札書の記載例2】

代理人が入札する場合。

3. 【入札書の記載例3】

復代理人が入札する場合。

※競争参加者とは、本店において、契約を締結する能力を有する者をいう。

入札書

業務件名 企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託

入札金額 金 円 也

(消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記業務委託を履行するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団御中

競争参加者

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

印

入札書

業務件名 企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託

入札金額 金 円 也

（消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額）

仕様書に従って上記業務委託を履行するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団御中

競争参加者

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

代理人

[代理人氏名]

印

入札書

業務件名 企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託

入札金額 金 円 也

（消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額）

仕様書に従って上記業務委託を履行するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団御中

競争参加者

[住 所]

[法人等名]

[氏 名]

復代理人

[復代理人氏名]

印

様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州 殿

申請者

住所 _____
法人等 _____
役職 _____
氏名 _____ 印

国立劇場おきなわ企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託について、競争参加を希望しますので、下記のとおり関係書類を提出します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと、並びに申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 競争参加資格確認

申請書記載責任者名： _____
電話番号： _____
FAX番号： _____

2. 競争参加資格確認提出資料

- (1) 誓約書（様式 2）
- (2) 会社の概要（様式 3）
- (3) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく旅行業登録書の写し

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州 殿

住所
会社名
役職
氏名

印

誓 約 書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、企画公演「アジア・太平洋地域の芸能」に係る旅行手配等業務委託の競争参加にあたり、下記の通り誓約いたします。

記

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 16 条及び第 17 条の規程に該当しません。また、次のいずれにも該当していません。
 - (1) 虚偽または不正な方法により登録を受けた者。
 - (2) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者。
 - (3) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。
2. 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団から取引停止の措置を受けている期間中のものではありません。
3. 当社が落札したときは、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団が提示する仕様書に基づき、本業務委託契約を誠実に履行いたします。

以上

会社の概要

1 会社の概要

名 称			
代 表 者 職 ・ 氏 名	印		
本 社 所 在 地 (TEL・FAX)			
県内における所在地 (TEL・FAX)			
設 立 年 月 日			
資 本 金		全従業員数	
営 業 種 目			
業務に関して所属している協会又は団体等の名称			

※会社の概要が記載されたパンフレット等があれば添付してください。

2 事業実績（複数回答可）

過 去 の 事 業 実 績 (別添可)	名 称	
	実施年月日	
	事 業 規 模	
	事 業 内 容	